

2020年2月12日

特定非営利活動法人 消費者市民ネットとうほく 御中

森トラスト・ホテルズ&リゾーツ株式会社

ウェスティンホテル

総支配人 佐藤



### 申入および照会に対する回答

令和元年10月3日付の貴法人からの申入および照会に関し、下記の通り回答いたします。

#### 記

#### 第1 申入れ事項

貴法人からの各申入れ事項に関し、以下の通り規約を変更し速やかに実施いたします。

事項	従来規約	変更後の規約
1-①	「365日以前の取消」 取消料として申込金全額	「365日以前の取消」 取消料無し
1-②	「364日前～100日前の取消」 取消料として申込金全額	・「364日前～180日前の取消」 取消料として申込金の50% ・「179日前～100日前の取消」 取消料として申込金全額
2	「損害賠償」 お客様およびお客様関係者(出席者及びお客様が直接ご依頼された取扱会社を含みます)により当ホテルの施設、什器備品等に損害等障害が発生した場合は、その修復に関して、当ホテルより修繕費を請求いたします。	「損害賠償」 お客様およびお客様関係者(出席者及びお客様が直接ご依頼された取扱会社を含みます)の故意過失により、当ホテルの施設、什器備品等に損害等障害が発生した場合は、その修復に関して、損害を与えた方に当ホテルより修繕費を請求いたします。
3	「違約金」 最終見積時点での催行人数または確定人数が契約時の予定人数より20名以上の減少の場合、¥22,000×減少人数分の違約金を申し受けます。	「違約金」 (全文削除)
4	「お支払い」 取消料・変更料あるいは挙式・披露宴代金のお支払い問題が生じた場合、お支払いはご両家に連帯してご負担いただきます。	「お支払い」 (左記の部分を削除)

事項	従来規約	変更後の規約
5	<p>「契約締結の拒否、並びに契約の解除」</p> <p>(1)当ホテルは次に掲げる場合において挙式・披露宴のお申込みをお断りするか、または既にご成約いただいている契約を解除いたします。</p> <p>④お客様に支払能力がないと当ホテルが判断した場合、または挙式・披露宴開催日の10日前までに最終見積金額のお支払いがなされない場合</p>	<p>「契約締結の拒否、並びに契約の解除」</p> <p>(1)当ホテルは次に掲げる場合において挙式・披露宴のお申込みをお断りするか、または既にご成約いただいている契約を解除いたします。</p> <p>④挙式・披露宴開催日の 10 日前までに最終見積金額のお支払いがなされない場合</p>

## 第2 照会事項

貴法人からの各照会事項に関し、以下の通り回答いたしますとともに、照会事項2 に関しては規約を変更し速やかに実施いたします。

事項	回答
1	<p>平均的な損害額を算出する場合、解除時見積額に未開封の飲物代を含めることは、調理前の料理代を含めるのと同様に合理的であると考えます。</p> <p>また、料理・飲物が未定の場合に 22,000 円を基準としておくことに関しては、金額の異なるコースが複数あり、その平均値が 22,000 円であることによります。</p>
2	<p>「99 日前以降の取消」</p> <p>取消料から申込金を削除いたします。</p>
3	<p>「印刷・衣装・演出等の実費」とは、</p> <p>その取消段階でのキャンセル料または実行済、納品済、消費済の代金となります。</p>
4	<p>「期日変更後に挙式・披露宴を取消された場合は、その取消時点で発生する取消料の他に、期日変更時点で遡って算定する取消料の総額を申し受けます。期日変更時にお支払いの期日変更料は取消料に充当します。」とは、</p> <p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当初 5 月だった予約を 4 月に 7 月に変更</li> <li>・さらにその 7 月の予約を 6 月に取消</li> </ul> <p>以上の場合、7 月を 6 月に取消した取消料に加え、4 月にも 5 月の予約を取消したとみなし、2 回分の取消料を頂戴するということです。</p> <p>(その場合、文中にあります通り、5 月から 7 月に変更した際の期日変更料は取消料に充当されます。)</p> <p>7 月に変更された時点で、5 月の予約に関して損害が発生しておりますが、期日変更の 7 月分で 5 月分の損害が一部補填できますので、取消料全額ではなく期日変更料を頂戴しております。</p> <p>ただし、その 7 月さえも取消された場合は 5 月分の補填もなくなることから、2 回分の損害として 2 回分の取消料をいただかなくてはならなくなります。</p>

以上